

事務局第 2018-09 号
(初版) 2016 年 4 月 18 日
(第 2 版) 2017 年 3 月 29 日
(第 3 版) 2018 年 4 月 9 日

学校法人広島信望愛学園
(担当) 常務理事 服部 大介

2016 年 4 月 14 日に発生した「平成 28 年 (2016 年) 熊本地震」に係る被災園児等の入園料等園児納付金の免除について (お知らせ) (第 3 版)

1. 趣旨

2016 年 4 月 14 日に発生した熊本県を震源とする地震を起点とした地震災害等 (以下、「熊本地震」という) で被災したことにより、広島県内に避難し当学園設置の幼稚園に入園 (転入園等) することとなった園児の就園確保を図るため、入園料等園児納付金の減免措置を行います。

※広島県から特別措置が通知されたことによりこの文書の一部を変更いたします。
変更箇所は下線部分です。

2. 減免措置の内容

| 区 分 | 内 容 |
|-------|---|
| 対 象 者 | ①熊本地震で被災し広島県へ避難したことにより，当学園設置の幼稚園に入園（転入園等）することとなった園児 |
| 災害地域 | ①熊本県 ②熊本地震に伴う余震での災害地域 |
| 対象科目 | 入園料や保育料等園児納付金及びその他諸経費 |
| 対象期間 | 2016年4月～2019年3月 |
| 減免内容 | ①入園料の全額免除 ②保育料，教育充実費，冷暖房料等園児納付金の全額免除相当（県授業料等軽減補助金，市町就園奨励費補助金を含める） ③補助活動に係る諸経費 |
| 必要書類 | 対象保護者に提出していただく書類 ①入園申込に係る幼稚園指定の書類（転入園の場合のみ） ②地震災害（及びその関連災害）に被災した証明書類 a) 罹災証明書 b) 災害により事業を廃止（休止）した者・・・県税事務所等へ届け出た廃業届（休業届）等 |

3. 事務手続き

詳しい事務手続きは、各幼稚園にお問い合わせ下さい。

| | |
|-----------------|--------------|
| 聖母幼稚園（広島市中区） | 082(221)3207 |
| 広島マリア幼稚園（広島市南区） | 082(253)0337 |
| 広島暁の星幼稚園（広島市西区） | 082(231)4582 |
| 尾道清心幼稚園（尾道市） | 0848(23)5395 |
| 聖園幼稚園（福山市） | 084(923)0475 |
| 三次清心幼稚園（三次市） | 0824(62)3505 |

（事務局事務所）〒730-0016

広島市中区幟町 4-42 愛宮ラサール記念館 3F
学校法人広島信望愛学園 事務局

TEL 082(502)7350

FAX 082(502)7351

URL <http://www.hiroshima-shinbouai.ed.jp>

e-mail jimukyoku@hiroshima-shinbouai.ed.jp